

# 設計説明書

(公共施設の整備計画)

(その2)

① 新設する公共施設の名称	② 番号	③ 概要			④ 管理者となるべき者の名称	⑤ 所有者となるべき者の名称	⑥ 摘要
		幅員(管径)	延長	面積			

備考 公共施設の整備計画には、法第4条第14項及び施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。